

○任期を定めて任用する教員に関する規程

平成27年3月12日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「任期法」という。）第5条第2項の規定に基づき、関西大学において任期を定めて任用する教員（以下「任期付教員」という。）の任用について定めるものとする。

(任期付教員を任用できる組織等)

第2条 任期法第4条第1項第1号により任期付教員を任用できる組織、職名、任期及び再任に関する事項については、別表第1のとおりとする。

2 任期法第4条第1項第2号により任期付教員を任用できる組織、職名、任期及び再任に関する事項については、別表第2のとおりとする。

3 任期法第4条第1項第3号により任期付教員を任用できる組織、職名、任期及び再任に関する事項については、別表第3のとおりとする。

(任用手続)

第3条 任期付教員の任用に関する事項は、別に定める規程に基づく議を経て、決定するものとする。

(契約)

第4条 任期付教員を任用する場合は、学校法人関西大学と当該任期付教員との間で、別に定める様式による雇用契約を締結するものとする。

(給与等)

第5条 任期付教員に対する給与及び待遇については、別に定める。

(運用細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、学長の意見を聴いて理事会が決定する。

2 この規程を改廃した場合は、任期法第5条第4項の規定に基づき、ホームページ等により公表するものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2020年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

教育・研究組織名	対象となる職名	任期	再任の可否
大学（大学院を含む。）	非常勤講師	1年以内	可
国際教育センター	非常勤講師	1年以内	可
各学部・研究科、教育推進部及び研究機関	特別任用教授 特別任用准教授 特別任用助教	1年以内	可 ただし、5年を限度とする。
外国語学部	特任外国語講師	1年以内	可 ただし、4回を限度とする。
人間健康学部	特任体育講師	1年以内	可 ただし、4回を限度とする。
国際教育センター	留学生別科特任 常勤講師	1年以内	可 ただし、4回を限度とする。
大学（大学院を含む。）	客員教授	1年以内	可 ただし、連続して5年を限度とする。

別表第2（第2条関係）

教育・研究組織名	対象となる職名	任期	再任の可否
文学部	助教	5年以内	不可 ただし、5年を超えない範囲での再任は可
商学部	助教	5年以内	不可 ただし、5年を超えない範囲での再任は可
政策創造学部	助教	5年以内	不可 ただし、5年を超えない範囲での再任は可
外国語学部	助教	5年以内	不可 ただし、5年を超えない

			範囲での再任は可
人間健康学部	助教	5年以内	不可 ただし、5年を超えない 範囲での再任は可
社会安全学部	助教	5年以内	不可 ただし、5年を超えない 範囲での再任は可
システム理工学部	助教	5年以内	不可 ただし、5年を超えない 範囲での再任は可
環境都市工学部	助教	5年以内	不可 ただし、5年を超えない 範囲での再任は可
化学生命工学部	助教	5年以内	不可 ただし、5年を超えない 範囲での再任は可
教育推進部	助教	5年以内	不可 ただし、5年を超えない 範囲での再任は可

別表第3（第2条関係）

教育・研究組織名	対象となる職名	任期	再任の可否
各学部・研究科、教育推進部、研究推進部、国際部、社会連携部及び研究機関	特別任命教授 特別任命准教授 特別任命助教	1年以内	可 ただし、5年を限度とする。